

## 【ドイツ】GWB（競争制限禁止法）デジタル化法 —デジタル・プラットフォーム企業への競争法上の規制強化等—

専門調査員 海外立法情報調査室主任 泉 眞樹子

\* EU 指令の国内法化及びデジタル関連の規制強化等を目的として、競争制限禁止法（GWB）等の改正を行う GWB デジタル化法が、2021 年 1 月 18 日に制定され、即日公布された。

### 1 競争法委員会 4.0 の提言及び GWB デジタル化法の制定

カルテル監視制度に関し、2017 年にデジタル経済における大企業への規制は強化された<sup>1</sup>が、デジタル経済の発展スピードは速く、公正な競争を維持するため、技術進歩に即応する規制の変革の重要性は一段と増している。特に、寡占体制となっているデジタル・プラットフォーム企業の市場支配力は、各国で問題となっており<sup>2</sup>、新しいビジネスモデルによる競争力のある企業の存続・成長を維持しつつ、市場支配力の濫用を防ぎ、オープンな市場競争と適切なバランスを保つことが、競争法政策においてますます重要となっている。

連邦政府は、2018 年 9 月に、競争法改革に関して有識者を委員とする競争法委員会 4.0 (Kommission Wettbewerbsrecht 4.0) を設置し、同委員会は 2019 年 9 月に報告書<sup>3</sup>を提出し、22 の提言を行った。これを受け、デジタル経済における消費者主権、デジタル関連の大企業による独占的市場支配への対策強化、規制手続の迅速化・簡素化等を目的として、2021 年 1 月 18 日に、「集中的、積極的かつデジタル競争法 4.0 のために競争制限禁止法及びその他の規定を改正する法律（GWB デジタル化法）」<sup>4</sup>が制定され、連邦大統領の署名を得て、即日公布された。

### 2 法律の構成

同法は全 13 か条の条項法<sup>5</sup>で、第 1 条「競争制限禁止法（GWB）<sup>6</sup>の改正」、第 2 条「裁判費用法の改正」、第 3 条「営業法の改正」、第 4 条「郵便法の改正」、第 5 条「社会裁判所法の改正」、第 6 条「社会法典第 3 編（就労促進）の改正」、第 7 条「社会法典第 5 編（法定医療保険）

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2021 年 3 月 10 日である。

<sup>1</sup> Neuntes Gesetz zur Änderung des Gesetzes gegen Wettbewerbsbeschränkungen vom 1. Juni 2017 (BGBl. I S.1416); 泉眞樹子「【ドイツ】デジタル経済の進展に対応した競争制限禁止法の第 9 次改正」『外国の立法』No.275-1, 2018.4, pp.10-11. <[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_11066815\\_po\\_02750105.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11066815_po_02750105.pdf?contentNo=1)>

<sup>2</sup> 米国のスティグラー委員会、英国のデジタル競争専門家パネル、オーストラリアの競争・消費者委員会、EU 委員会「デジタル時代の競争」等の報告書。BT-Drs 19/25868. <<http://dipbt.bundestag.de/dip21/btd/19/258/1925868.pdf>> なお、欧州委員会は、デジタル・プラットフォーム企業規制のための法案を、2020 年 12 月 15 日に提案している。

“The Digital Markets Act: ensuring fair and open digital markets.” European Commission website <[https://ec.europa.eu/info/strategy/priorities-2019-2024/europe-fit-digital-age/digital-markets-act-ensuring-fair-and-open-digital-markets\\_en](https://ec.europa.eu/info/strategy/priorities-2019-2024/europe-fit-digital-age/digital-markets-act-ensuring-fair-and-open-digital-markets_en)>

<sup>3</sup> „Ein neuer Wettbewerbsrahmen für die Digitalwirtschaft: Bericht der Kommission Wettbewerbsrecht 4.0“, 9.9.2019. BMWi website <<https://www.bmw.de/Redaktion/DE/Publikationen/Wirtschaft/bericht-der-kommission-wettbewerbsrecht-4-0.html>>; 「ドイツ競争法 4.0 委員会は「デジタル経済のための新たな競争法の枠組み」と題する最終報告書をドイツ経済・エネルギー大臣へ提出」2019.11. 公正取引委員会ウェブサイト<[https://www.jftc.go.jp/kokusai/kaigaiugoki/sonota/2019\\_others/201911others.html](https://www.jftc.go.jp/kokusai/kaigaiugoki/sonota/2019_others/201911others.html)>

<sup>4</sup> Gesetz zur Änderung des Gesetzes gegen Wettbewerbsbeschränkungen für ein fokussiertes, proaktives und digitales Wettbewerbsrecht 4.0 und anderer Bestimmungen (GWB-Digitalisierungsgesetz) vom 18. January 2021 (BGBl. I S. 2)

<sup>5</sup> 条項法 (Artikelgesetz) とは、複数の条 (Artikel) から成り、同時に複数の法律を改正又は制定する法律である。

<sup>6</sup> Gesetz gegen Wettbewerbsbeschränkungen (GWB) in der Fassung der Bekanntmachung vom 26. Juni 2013 (BGBl. I S. 1750, 3245) <<https://www.gesetze-im-internet.de/gwb/index.html>>

の改正」、第8条「社会法典第5編の更なる改正」、第9条「社会法典第5編の更なる改正」、第10条「競争登録法の改正」、第11条「競争登録簿を導入し、競争制限禁止法を改正する法律の改正」、第12条「公示認可」、第13条「施行」から成る。

なお、第6条、第8条及び第9条は、コロナ対策としての児童疾病手当等に関する規定である<sup>7</sup>。これらを除き、公布翌日（2021年1月19日）に施行された。

### 3 GWB デジタル化法の主な目的

#### (1) EU 指令の国内法化

GWB デジタル化法は、2021年2月4日までに、「競争ルールのより効果的な執行と域内市場の適切な機能の確保を目的とし、加盟国の競争官庁を強化するEU指令(Directive (EU) 2019/1)」<sup>8</sup>の国内法化を実施することを目的とし、このため、①競争官庁（カルテル官庁）の捜査権限、②競争法違反に対する制裁措置、③司法上の過料手続規定、④競争法違反に対する制裁措置減免制度<sup>9</sup>、⑤他のカルテル官庁に対する行政支援に関する規定を改正する。

#### (2) デジタル・プラットフォーム企業に対する規制強化と手続の迅速化・簡素化

デジタル・プラットフォーム企業による市場支配の濫用に対する規制を強化するため、第1条により GWB に第19a条「市場競争に対し決定的な重要性を有する企業による濫用行為」が新設され、次の行為等が禁止された。①購入・販売市場へのアクセス時に自社の提案を優先すること。②ブラウザや携帯端末に自社の提案をプリインストール又はプリセットするなどして、他の事業者を妨害すること。③製品の相互運用性・データポータビリティを困難に又は不可能にして、競争を阻害すること。

これらの規定に関し、司法手続にかかる時間を短縮し、手続を迅速かつ効果的に進めるため、管轄する裁判所を変更する。通常、連邦カルテル庁の処分に関しては、デュッセルドルフ高等地方裁判所が第一審を担当するところを、上記の新規制に関連した連邦カルテル庁の処分に対する異議申立てについては、第一審も最終審同様、連邦通常裁判所の管轄とする<sup>10</sup>。

#### (3) カルテル官庁の合併規制の効率化

合併規制の国内売上高基準額を引き上げる。従来、国内売上高について第1の当事者は2500万ユーロ以上、第2の当事者は500万ユーロ以上としてきた基準額を、前者は5000万ユーロ以上、後者は1750万ユーロ以上に引き上げる<sup>11</sup>。これにより、カルテル官庁は、より競争力の高い企業の合併事案へ集中することができ、効果的な競争政策の遂行が可能となる。

<sup>7</sup> 泉眞樹子「コロナパンデミック対策—倒産防止、税務申告の期限延長、現金給付拡充、医師支援、在宅勤務、入国規制、ウイルス解析—」『外国の立法』No.287-1, 2021.4, p.11.

<sup>8</sup> RICHTLINIE (EU) 2019/1 DES EUROPÄISCHEN PARLAMENTS UND DES RATES vom 11. Dezember 2018 zur Stärkung der Wettbewerbsbehörden der Mitgliedstaaten im Hinblick auf eine wirksamere Durchsetzung der Wettbewerbsvorschriften und zur Gewährleistung des reibungslosen Funktionierens des Binnenmarkts (Text von Bedeutung für den EWR) OJ L 11, 14.1.2019, pp.3–33. <<http://data.europa.eu/eli/dir/2019/1/oj>>

<sup>9</sup> 制裁措置減免制度 (Kronzeugenprogramm) とは、リニエンスー (leniency, 「寛大さ」の意) 制度ともいい、競争法に対する違反行為 (カルテル、談合等) を違反者が監督官庁に自主的に報告した場合に、制裁措置 (課徴金等) を減免する制度。

<sup>10</sup> GWB 第73条第5項に規定する。連邦通常裁判所 (Bundesgerichtshof) は、民刑事裁判の最上級裁判所である。連邦最高裁判所とも訳す。所在地は、連邦憲法裁判所 (Bundesverfassungsgericht) と同じカールスルーエである。

<sup>11</sup> 全当事者の全世界売上高合計を5億ユーロ以上とする規定は、変わらない (GWB 第35条)。1ユーロは、約126.9円 (令和3年3月分報告省令レート)。